

学生各位

医学系研究科長・医学部長 勝二 郁夫
医学科長 青井 貴之

学生の健康管理について

標記のことについて、下記のとおり取り扱いを改めますので、学生の皆さんは、引き続き必要に応じて感染対策や健康管理に留意してください。

記

1. 感染対策について

- ① 病院内の診療棟部分（外来、検査室、入院病棟等）では不織布マスクを着用すること。
- ② インフルエンザ、新型コロナウイルスと診断された場合は、速やかに医学科教務学生係へ連絡すること。
- ③ **【医学科生（臨床実習時）のみ】** 学内外の実習先から健康管理表の提出を求められた場合は作成すること。
・様式：医学科ホームページ>在学生の方へ>医学科生へのお知らせ に掲載

2. 体調不良時の修学制限

再登校の判断基準は以下の通りです。受診の結果、他疾患の診断となった場合は当該診断の復帰基準に基づきます。

① インフルエンザ、新型コロナウイルスに感染した場合

発症日0日目として5日間、かつ症状軽減（37.5℃以上の発熱の場合は解熱剤を使用せず解熱）から24時間経過まで。

※新型コロナウイルス濃厚接触の場合は、自宅待機不要だが病棟実習中は5日間N95マスクを着用、講義中は5日間不織布マスクを着用。

② 37.5℃以上の発熱があった場合

インフルエンザ・新型コロナウイルスなどの除外検査を受け、両者陰性の場合は、解熱剤を使用せずに解熱した翌日から登校可（自宅待機の対象外）

③ 発熱以外の軽微な症状の場合

・37.5℃以上の発熱や全身倦怠感が無い場合は、不織布マスクを着用して登校可。（自宅待機の対象外）